

厚生労働省年金局長 殿

総務省行政評価局長

高年齢雇用継続基本給付金の受給を理由とする老齢厚生年金の一部支給停止の解除
(あっせん)

当省では、総務省設置法(平成 11 年法律第 91 号)第 4 条第 21 号の規定に基づき、行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあっせんを行っています。

この度、当省に対し、「雇用保険の高年齢雇用継続基本給付金(以下「給付金」という。)を申請し受給したところ、給付金の額がこの受給により一部停止される特別支給の老齢厚生年金(以下「老齢年金」という。)の額を下回っていたため、その後給付金を受給しないことにしたが、65 歳まで継続して老齢年金の支給停止が続くことに納得できない。」との申出がありました。

この申出について、総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議において民間有識者の意見を聴取するなどにより検討した結果、当省としては、下記のとおり、これ以上、給付金を受けない意思がある場合は、老齢年金の一部支給停止を速やかに解除するよう改善措置を講ずる必要があると考えますので御検討ください。

なお、これらに対する貴省の措置結果等について、平成 28 年 3 月 25 日までにお知らせください。

記

1 制度の概要

(1) 特別支給の老齢厚生年金

老齢年金とは、①60 歳以上であり、②1 年以上の厚生年金の被保険者期間を有し、③保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が 25 年以上ある者に、65 歳になるまで支給される制度である(厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)附則第 8 条)。

(2) 高年齢雇用継続給付

高年齢雇用継続給付とは、雇用保険の被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の一般被保険者が、60歳以降の賃金が60歳時点に比べて、75%未満に低下した状態で働き続ける場合に支給されるものであり、高年齢者の就業意欲を維持、喚起し、65歳までの雇用の継続を援助、促進することを目的とした制度である(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第61条)。

当該給付には、以下の2種類があり、本件相談は、①給付金に関するものである。

- ① 5年以上勤めていた事業所に60歳以降も引き続き雇用された者に支給される給付金(雇用保険法第61条)
- ② 雇用保険の失業給付を受けている者が、60歳以後に再就職した場合に支給される高年齢再就職給付金(雇用保険法第61条の2)

給付金の支給対象期間は、被保険者が60歳に到達した月(60歳時点において雇用保険に加入していた期間が5年に満たない場合は、5年を満了した月)から65歳に達する月まで、その月の賃金が60歳到達時点に比べて75%未満に低下した場合に支給される。

支給を希望する場合は、支給を受けたい月の初日から起算して4か月以内に事業主又は被保険者が、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に申請書を提出する。その後、2か月に一度の頻度で、公共職業安定所が指定する期限内に支給申請書を提出する。

(3) 給付金と老齢年金との併給調整

老齢年金を受けている者が給付金を受けるときは、老齢年金の一部が支給停止される(厚生年金保険法附則第11条の6)。支給停止される老齢年金の額は、最大で賃金(標準報酬月額)の6%に当たる額とされており、給付金の支給額を上回る老齢年金の額が支給停止されることがある。

また、老齢年金の一部支給停止期間は、給付金を受けることができる期間(退職時又は65歳到達時まで)が対象となるため、初回申請で給付が認められると、その後、支給申請をしなかったとしても、給付金の支給の有無にかかわらず、退職又は65歳まで老齢年金の一部が支給停止される。

2 厚生労働省の意見

(1) 年金局

給付金は、その支給対象者が退職時又は65歳に達する月までの間(支給対象期間)において、その月の賃金が60歳到達時点に比べて75%未満に低下した月があれば、1月でも支給される。

給付金の支給があった月については、老齢年金の一部支給停止を行う必要があり、日本年金機構では、給付金の支給対象期間の各月における支給状況について、厚生労働省労働市場センター業務室（以下「センター」という。）から送付される給付金の支給実績の情報に基づき確認を行っている。しかし、支給申請がなかった月については、給付金の支給又は不支給の決定が行われていないため、センターからの支給実績の情報を確認することができないことから、支給対象期間中に老齢年金の一部支給停止の解除をすることができず、支給対象期間中は一律に老齢年金の一部支給停止を行っている状態にある。

本件相談については、給付金の申請期間経過後に、何らかの手續を新設すること等により、一部支給停止期間中に給付金が支給されていない事実及び申請者の給付金を受給しない意思が確認できれば、老齢年金の支給停止を解除できると考えられる。

(2) 職業安定局

給付金に係る支給事務は、各支給対象月の支給申請を各公共職業安定所において審査・支給決定しているものであり、申請がないものについてまで受給の意思の有無を確認しているものではないことから、公共職業安定所において不支給情報の把握はしておらず、センターにおいても不支給情報の把握はしていない。

しかし、公共職業安定所は、給付金の支給対象月については、当該支給対象月の初日から4か月を超えない範囲で申請期限を定め申請者に通知することとなっている。このため、この申請期限を過ぎても申請がないことが確認できれば、一応申請の意思がないと推定できるため、老齢年金の支給停止の解除を行うことが可能な者を特定できると考える。

3 改善の必要性

現行の仕組みでは、給付金と老齢年金との併給調整は、給付金を受けることができる期間中(退職時又は65歳到達時まで)に1月でも支給実績があった場合、その月は老齢年金の一部支給停止の対象となることから、給付金の給付可能期間が経過するまで、一律に老齢年金の一部支給停止を行うこととされている。

しかしながら、これ以上、給付金を受けない意思があるにもかかわらず、給付可能期間が経過するまで、一律に老齢年金の一部支給停止を行うことは、本来受け取ることができる老齢年金を受給できないこととなり、老齢に伴う生活の安定を損なう可能性がある。

このことについて、行政苦情救済推進会議において検討したところ、「これ以上

給付金を受けないという申出があれば、老齢年金の支給停止を解除すべきである。」との意見があった。

また、厚生労働省の説明にもあるように、給付金の申請期限経過後に、何らかの手段を新設すること等により、申請者の給付金を受給しない意思が確認できれば、老齢年金の支給停止を解除できると考えられる。

したがって、厚生労働省は、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 給付金の受給者の申出等により、継続して受給する意思がないことを確認した場合、老齢年金の一部支給停止措置を速やかに解除すること。
- ② ①の措置が講じられるまでの間、給付金の受給を止めた場合でも、支給対象期間は老齢年金の一部支給停止措置が解除されないなど、給付金の受給に関し留意すべき事項について、周知すること。